

答 申 書 (案)

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会 長 笠 原 三 紀 夫

平成 2 9 年 9 月 1 2 日付け環環管第 2 2 号をもって諮問のありました「京都市北消防署移転整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。

2 人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 失われる緑地面積や植栽について配慮し、公園と一体感のある緑地の創出に努めること。
- (2) 公園との調和を図った景観に配慮すること。

3 その他

事業の実施に伴い、大宮交通公園の一部が失われるため、公園所管部局と連携し、失われた遊具等を補完するなど、公園機能に配慮するとともに、公園全体としての再整備に努めること。

答 申 書 (案)

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 笠原 三紀夫

平成 2 9 年 9 月 1 2 日付け環環管第 2 3 号をもって諮問のありました「新普通科系
高校施設整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり
答申します。

記

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 今後の事業計画を具体化するに当たって、施設の配置及び構造について引き続き検討し、環境影響を回避、低減できるように努めること。
- (3) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。
- (4) 教育を主体とした考え方に基づいて施設の基本方針が適切に定められているため、本方針に従い、教育施設整備事業としての特性を十分に踏まえた事業計画としていくこと。

2 大気質

- (1) これまでに既存施設において実施されたアスベストの調査結果について配慮書に記載すること。
- (2) 解体前にアスベストの調査を行い、アスベストが使用されている場合、法に従って適切に解体すること。

3 大気質及び騒音

グラウンド使用時に発生する騒音や砂埃について、適切な対応を行い、配慮すること。

4 土壌

法に従って適切な土壌汚染調査を行い、必要な措置を講じること。